

昭和四十年法律第一百四十一号
母子保健法

目次

第一章 総則（第一条—第八条の三）

第二章 母子保健の向上に関する措置（第九条—第二十一条の四）

第三章 こども家庭センターの母子保健事業（第二十二条）

第四章 雜則（第二十三条—第二十八条）

附則 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（母性の尊重）

第二条 母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。

（乳幼児の健康の保持増進）

第三条 乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。

（母性及び保護者の努力）

第四条 母性は、みずからすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。

第五条 乳児又は幼児の保護者は、みずからすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

第七条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たつては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることを留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

（用語の定義）

第六条 この法律において「妊娠婦」とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

第七条 この法律において「乳児」とは、一歳に満たない者をいう。

第八条 この法律において「幼児」とは、満一歳から小学生就学の始期に達するまでの者をいう。

第九条 この法律において「未熟児」とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

（都道府県児童福祉審議会等の権限）

第十条 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会。以下この条において同じ）及び同条第四項に規定する市町村児童福祉審議会は、母子保健に関する事項につき、調査審議するほか、同条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、同条第四項に規定する市町村児童福祉審議会は市町村長の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

（都道府県の援助等）

第十一条 都道府県は、この法律の規定により市町村が行う母子保健に関する事業の実施に關し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての指導、助言その他当該市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

（実施の委託）

第十二条 市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の一部について、病院若しくは診療所又は医師、助産師その他適当と認められる者に対し、その実施を委託することができる。

（連携及び調和の確保）

第十三条 市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の実施に当たつては、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び児童の保健及び福祉に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

（知識の普及）

第十四条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

（相談及び支援）

第十五条 市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の内閣府令で定める支援を行ふものとする。

（保健指導）

第十六条 市町村は、妊娠婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関して、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

（新生児の訪問指導）

第十七条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第十九条の規定による指導が行われるべきときは、この限りでない。

第十八条 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後ににおいても、継続することができる。

（健康診査）

第十九条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならぬ。

一 満一歳六ヶ月を超えて満二歳に達しない幼児

二 満三歳を超えて満四歳に達しない幼児

第二十条 前項の内閣府令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針（第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。）と調和が保たれたものでなければならぬ。

第二十一条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対し、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

第二十二条 内閣総理大臣は、前項の規定による妊娠婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

(栄養の摂取に関する援助)
第十四条 市町村は、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をするよう努めるものとする。

(妊娠の届出)
第十五条 妊娠した者は、内閣府令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようしなければならない。

(母子健康手帳)

第十六条 妊娠した者は、内閣府令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をする。

2 妊娠婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康

3 診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

4 前項の内閣府令は、健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

(妊娠婦の訪問指導等)

第十七条 第十三条第一項の規定による健康診査を行つた市町村の長は、その結果に基づき、当該妊娠婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊娠婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかる疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村は、妊娠婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

(産後ケア事業)

第十七条の二 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(以下この項において「産後ケア」という)を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、次の各号のいずれかに掲げる事業(以下この条及び第十九条の二第一項において「産後ケア事業」という)を行うよう努めなければならない。

一 病院、診療所、助産所その他内閣府令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの(次号において「産後ケアセンター」という)に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業

2 産後ケアセンターその他の内閣府令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業

3 産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う

2 市町村は、産後ケア事業を行つた市町村の長は、その結果に基づき、当該妊娠婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊娠婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかる疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

3 市町村は、妊娠婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

4 前項の内閣府令は、健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

(未熟児の届出)

第十八条 体重が一千五百グラム未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならない。

第十九条 市町村長は、その区域内に現在地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による訪問指導に準用する。
 (健康診査等に関する情報の提供の求め)

第十九条の二 市町村は、妊娠婦若しくは乳児若しくは幼児又は当該妊娠婦の配偶者若しくは当該乳児若しくは幼児の保護者に対し、健康診査等(第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、第十条の保健指導、第十二条、第十七条第一項若しくは前条の訪問指導、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査又は産後ケア事業をいう。以下この項において同じ。)又は第二十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事業を行うために必要があると認めるときは、他の市町村に対し、内閣府令で定めるところにより、当該妊娠婦又は乳児若しくは幼児に係る健康診査等に関する情報の提供を求めることができる。

2 市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについて、電子情報処理組織を使用する方法等に関する情報の提供を求めることができる。
 その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより行うよう努めなければならない。

(養育医療)

第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

1 診察
 2 薬剤又は治療材料の支給
 3 医学的処置、手術及びその他の治療
 4 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
 5 移送

第二十一条 市町村は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

4 養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定養育医療機関」という。)に委託して行うものとする。

5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第十九条の十一の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。第二十二条の四第一項において同じ。)が負担することができないと認められる額とする。

7 児童福祉法第十九条の十二、第十九条の二十及び第二十二条の三の規定は養育医療の給付について、同法第二十条第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十九条の十二中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第十九条の二十(第二項を除く。)中「小児慢性特定疾病医療費」とあるのは「診療報酬」と、同条第一項中「第十九条の三第十項」とあるのは「母子保健法第二十条第七項において読み替えて準用する第十九条の十二」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二十二条の三第三項中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

(医療施設の整備)
 療が適切に提供されるよう、必要な医療施設の整備に努めなければならない。

(調査研究の推進)

第二十条の三 国は、乳児及び幼児の障害の予防のための研究その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進のため必要な調査研究の推進に努めなければならない。

(費用の支弁)

第二十一条 市町村が行う第十二条第一項の規定による健康診査に要する費用及び第二十条の規定による措置に要する費用は、当該市町村の支弁とする。
 (都道府県の負担)

第二十二条の二 都道府県は、政令の定めるところにより、前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第二十条の規定による措置に要する費用については、その四分の一を負担するものとする。

第二十二条の三 国は、政令の定めるところにより、第二十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第二十条の規定による措置に要する費用については、その二分の一を負担するものとする。

(費用の徴収)

第二十三条の四 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。

3 第一項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者は、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第三章 こども家庭センターの母子保健事業

第二十四条 こども家庭センターは、児童福祉法第十条の二第二項各号に掲げる業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、第一号から第四号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うものとする。

1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。

2 母子保健に関する各種の相談に応ずること。

3 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。

4 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整並びに第九条の二第二項の支援を行うこと。

第五条 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと(前各号に掲げる事業を除く)。

2 市町村は、こども家庭センターにおいて、第九条の指導及び助言、第九条の二第一項の相談並びに第十条の保健指導を行うに当たつては、児童福祉法第二十二条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

(非課税)

難則

第二十五条 第二十条の規定により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができるない。

(差押えの禁止)

第二十六条 第二十条の規定により金品の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、差し押えることができない。

(大都市等の特例)

第二十七条 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十二条の三第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると内閣総理大臣が認める場合にあつては、内閣総理大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第七項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る)は、内閣総理大臣に関する規定として内閣総理大臣に適用があるものとする。

第二十八条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く)をこども家庭庁長官に委任する。

2 こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

附 則 **抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(養育医療の給付に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に、この法律の施行後の期間にわたつて、附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の四第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けた者は、この法律の施行後の期間に係る当該給付については、第二十条第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の五第一項の規定により指定された指定養育医療機関は、第二十条第五項の規定により指定された指定養育医療機関とみなす。

(母子健康手帳に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の二第一項の規定により交付された母子手帳は、第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

(昭和六十年度の特例)

第十七条 第二十二条の二第二項及び第二十七条第三項の規定の昭和六十年度における適用について

2 1 この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度の特例に係る規定を除く)は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この法律による改正後の法律の規定に係る規定を除く。)は、同年度以降の各年度における適用については、これらの規定中「十分の八」とあるのは、「十分の七」とする。

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

第十八条 第二十二条の二第二項及び第二十七条第三項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、これらの規定中「十分の八」とあるのは、「十分の五」とする。

附 則 (昭和六〇年五月一八日法律第三七号) 抄

(施行期日等)

2 1 この法律は、公布の日から施行する。

この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度の特例に係る規定を除く)は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この法律による改正後の法律の規定に係る規定を除く。)は、同年度以降の各年度における適用については、これらの規定中「十分の八」とあるのは、「十分の五」とする。

た处分等の行為又は申請等の行為とみなす。」

この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

朝日
貞立所五坐 一月一二日法術第八九号

令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

る。

第二条 (説明等)がされた不利益処分に関する経過措置)その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執る

るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後関係法律の規定にかかわらず、なお從前の例によることとする。各号に定める日から施行する。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の關係法律の相当規定（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

により行われたものとみなす。
(政令への委任)

は政令で定める。

十一

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

の旅行の日から旅行する
附 則（平成六年六月二九日法律第五六号）抄
（西暦明治）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則
(施行期日) (平成六年七月一日法律第八四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は

平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。
(母子保健法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正前の母子保健法第十条及び第十二条の規定により行われた保健指導及び健康診査に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

(その他の処分 申請等による経過措置)
第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び

次条において同じ。の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命

第一百六十条 (処分申請等に関する経過措置) この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附

に関する法律第二十条の八の一、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務

(処分申請等に関する経過措置)
第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等

の処分その他の行為（以下この条において、「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条规定及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第一号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第一百十条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百十一条及び第一百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第一百十四条並びに第一百十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百十五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成十八年十月一日

表の改正規定に限る。）、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十二条の改正規定に限る。）、第四十条及び第四十二条の規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項、第二十七条第四項及び第五項、第二十八条、第二十九条並びに第八十八条の規定
平成二十五年四月一日
(母子保健法の一部改正に伴う経過措置)
第二十九条 第四十二条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る处分は、第四十二条の規定による改正後の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る处分とみなす。ただし、第四十二条の規定の施行前に行われ、又は行われるべきであった同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号）
この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。当該各号に定める日から施行する。

第一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日
附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四七号)
(施行期日)

第一条 この法律は平成二十七年一月一日から施行する。
附 則 (平成二六年六月四日法律第五一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
(処分、申請等に関する経過措置)

において同じ)の施行前にこの法律による改正前のそれそれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれそれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれそれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれそれの法律の規定により國又は地方公共団本

この法律の施行前にこの法律に、不正の前の法律の規定の要件で、即ち、公の自己の機関による手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に、その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に、その他の手続がされないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれまでの法律の相当規定により國又は地方公

共団体の相当の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項について、その手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)
第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則（平成二八年六月三日法律第六三号）抄

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 四年法律第七十六号 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

附 則 (令和六年六月一九日法律第五三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の改正規定（同条第一項中「主幹保育教諭、指導保育教諭」を削る部分を除く。）に限る。) 及び第三条（教育職員免許法附則第十八条項の改正規定に限る。）の規定並びに次条及び附則第八条の規定 公布の日

二 第一条 (母子保健法第十七条の二第一項及び第十九条の二の改正規定に限る。) 第六条及び第九条の規定並びに附則第六条、第七条、第十条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の五の十二の項の改正規定（「交付」の下に「同法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施」を加える部分に限る。）及び同法別表第四の四の十二の項の改正規定に限る。）及び第十四条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 略

四 第一条 (第一号に掲げる改正規定を除く。) の規定及び附則第十条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(母子保健法の一部改正に伴う準備行為)

第二条 第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の母子保健法（以下のこの条において「新母子保健法」という。）第八条の三第一項に規定する社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、前条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、新母子保健法第二十二条の二及び第二十二条の十四に規定する業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。